

第 1 2 6 回香芝市都市計画審議会要約会議録

- 1 招集年月日 令和 3 年 8 月 1 8 日（水）午後 3 時から午後 3 時 4 5 分
- 2 招集場所 本市役所 3 階第 1 会議室
- 3 議事

（1）議案審議

- 1）第 1 号議案 大和都市計画生産緑地地区の変更（香芝市決定）について（香芝市提案）・・・原案承認
- 2）その他（特定生産緑地制度についての説明）

第 1 号議案について、次のような質問や意見、回答があった。

意見	買取申出が提出された中で、99 地区以外は埋蔵文化財保護地区になる。また、周辺の地域においても貴重な文化財が出土している。指定解除されて地形の変更などを行う場合は、届け出の対象になるので注意していただきたい。
----	--

その他案件について、次のような質問や意見、回答があった。

質問	特定生産緑地への意向を確認しているとのことであるが、生産緑地の在り方に関して、市としての方針などは持たないのか。
回答	今年度、来年度で緑の基本計画を改訂する予定であり、生産緑地に関する方向性はその中で示していけると考えている。
質問	指定に関する意向確認は全員から回答があるまで行うのか。
回答	原則、全員の方から回答があるまで確認を行う。
質問	荒廃している生産緑地に関して、荒廃をとめる強制力のようなものはないのか。
回答	農地パトロールを行い文書などによる指導を行っているが、それ以上の対応については、難しいのが現状である。
質問	条例を設けることで、草などの除去について命令等できる規定を作れないのか。

回答

条例を設けることが可能かは改めて事務局で調べさせてもらう。

質問

意向確認があった土地についてのみ、審議会で見聞聴取するのか。

回答

そのとおりである。